

令和2年7月22日

西建第18号  
新潟市建設工事入札参加者各位

西区役所建設課  
西区役所総務課

**西建第18号 小針線他路面標示設置工事の積算内容について（お知らせ）**

「西建第18号 小針線他路面標示設置工事」の設計図書について、記載内容の不足がありましたので、お知らせいたします。

設計図書を差替えましたので、入札金額の積算にあたっては、ホームページ上の入札公告に添付掲載した設計図書（修正版）を改めてダウンロードし、積算していただきますようお願いいたします。

記

**【記載内容の不足箇所】**

1. 設計図書—1\_西建第18号—鏡・特記仕様書（PDFファイル）
  - ・施工条件明示総括表
  - ・異常時の対応に関する事項

## 施 工 条 件 明 示 総 括 表

**工 事 名 :** 西建第18号 小針線他路面標示設置工事

下記項目事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約等が発生したときは、受注者は発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件	
I 工 程 関 係	1 関連する別途工事あり	
	他工事名	発注機関
	制約内容	影響を受ける期間
	2 施工時期、時間、方法の制限あり	
	制約内容	影響を受ける期間
	3 関連機関協議による工程条件あり	
機関名	協議内容	
制約内容	影響を受ける期間	
4 その他（地元説明会、など）		
II 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり 処理見込時期： 区 間：	
	2 仮設ヤードの指定あり 場 所： 使用条件： 期 間：	
	3 その他	
	○ 1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質など） 施工方法：新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-36による 作業時間：	
○ III 公害対策 関 係	2 家屋等の調査の必要性あり 方 法： 範 囲：	
	3 その他	

明示項目	施工条件			
○ IV 安全対策 関係	○ 1	交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員：配置人数2人×4.0日+交替要員1人×4.0日=合計12.0人日 (勤務実績提出の必要あり) その他施設等：		
	2	近接作業制限あり（鉄道，ガス，水道，電気，電話等） 内 容： 工法制限： 作業時間制限：		
	○ 3	その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。		
V 工事用 道路 関係	1	一般道路を搬入路として使用制限あり 搬入経路： 期 間： 使用後の処理：		
	2	一般道路の占有 期 間： 規制条件： 時間規制：		
	3	仮設道路の設置 工法指定： 用地関係： 安全施設： 使用条件：		
	4	その他		
VI 仮設備 関係	1	仮設備の指定あり		
	2	仮設備の条件指定あり		
	3	仮設構造物の転用，兼用あり 工 種： 内 容：		
	4	その他		
VII 残土・産業 廃棄物関係	1	別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり		
VIII 工事支障 物件	1	占有支障物件あり（電気，電話，水道，ガス等）		
		支障物件	移設，撤去，防護等	支障対策時期
	2	占有物件重複施工あり 内 容：		
	3	その他		
IX 排水工 (濁水処理 含む)	1	濁水，湧水処理等の特別な対策あり 内 容：		
X 薬液注入 関係	1	薬液注入工法あり 別紙条件明示による		

明示項目	施工条件
○ X I そ の 他	<p>1 現場発生材あり 品名： 納入場所：</p> <p>2 支給品及び貸与品あり 品名： 引渡場所：</p> <p>3 品質証明の対象工事である。 新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-24による。</p> <p>○ 4 アスベスト含有建設資材の使用に関する事項 工事において、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。</p> <p>5 材料指定関係に関する事項 材料名・材料規格については、参考資料で指定している。 なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。</p> <p>○ 6 リサイクル資材の利用に関する事項 リサイクルの観点から新潟市溶融スラグ適正利用ガイドラインに基づき、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な使用に努めること。</p> <p>○ 7 中間技術検査の実施に関する事項 新潟市請負工事検査要綱第5条第5項に規定する中間技術検査が実施される場合は、受注者は、これを受検しなければならない。 実施時期等については、監督員と協議して行うものとする。</p> <p>○ 8 工事点検業務委託に関する事項 本市では施工体制等の確認を随時行うこととしている。 当該工事に係る確認業務について、発注者が（公財）新潟市開発公社に委託して行う場合においても同様に協力しなければならない。 なお、点検中に際して、工事点検員は、身分を証明する証明書を携帯することとしている。</p> <p>○ 9 調査・試験に関する協力に関する事項</p> <p>① 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示があった場合、これに協力しなければならない。</p> <p>② 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所に対し、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>③ 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(2) 調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。</p> <p>(3) 調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。</p> <p>○ 10 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置に関する事項 事故発生のときの早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。</p> <p>○ 11 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工前までに所定の様式により提出することができます。</p>

## 施工条件明示総括表

工事名：

下記項目事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約等が発生したときは、受注者は発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施工条件
I 工程関係	1 関連する別途工事あり
II 用地関係	2 施工時期、時間、方法の制限あり
III 公害対策関係	3 関連機関協議による工程条件あり
III 公害対策関係	4 その他（地元説明会、など）
	III 公害対策関係
2 仮設ヤードの指定あり 場 所： 使用条件： 期 間：	
3 その他	
1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質など） 施工方法：新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-36による 作業時間：	
2 家屋等の調査の必要性あり 方 法： 範 囲：	
3 その他	

明示項目	施工条件												
IV 安全対策 関係	1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員：配置人数2人×4.0日+交替要員1人×4.0日=合計12.0人日 (勤務実績提出の必要あり) その他施設等： 2 近接作業制限あり（鉄道，ガス，水道，電気，電話等） 内 容： 工法制限： 作業時間制限： 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。												
V 工事用 道路 関係	1 一般道路を搬入路として使用制限あり 搬入経路： 期 間： 使用後の処理： 2 一般道路の占用 期 間： 規制条件： 時間規制： 3 仮設道路の設置 工法指定： 用地関係： 安全施設： 使用条件： 4 その他												
VI 仮設備 関係	1 仮設備の指定あり 2 仮設備の条件指定あり 3 仮設構造物の転用，兼用あり 工 種： 内 容： 4 その他												
VII 残土・産業 廃棄物関係	別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり												
VIII 工事支障 物件	1 占用支障物件あり（電気，電話，水道，ガス等） <table border="1" data-bbox="400 1570 1441 1756"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 2 占用物件重複施工あり 内 容： 3 その他												
IX 排水工 (濁水処理 含む)	1 濁水，湧水処理等の特別な対策あり 内 容：												
X 薬液注入 関係	1 薬液注入工法あり 別紙条件明示による												

明示項目	施工条件
X I そ の 他	<p>1 現場発生材あり</p> <p>品名： 納入場所：</p>
	<p>2 支給品及び貸与品あり</p> <p>品名： 引渡場所：</p>
	<p>3 品質証明の対象工事である。</p> <p>新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-24による。</p>
	<p>4 アスベスト含有建設資材の使用に関する事項</p> <p>工事において、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。</p>
	<p>5 材料指定関係に関する事項</p> <p>材料名・材料規格については、参考資料で指定している。 なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。</p>
	<p>6 リサイクル資材の利用に関する事項</p> <p>リサイクルの観点から新潟市溶融スラグ適正利用ガイドラインに基づき、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な使用に努めること。</p>
	<p>7 中間技術検査の実施に関する事項</p> <p>新潟市請負工事検査要綱第5条第5項に規定する中間技術検査が実施される場合は、受注者は、これを受検しなければならない。 実施時期等については、監督員と協議して行うものとする。</p>
	<p>8 工事点検業務委託に関する事項</p> <p>本市では施工体制等の確認を随時行うこととしている。 当該工事に係る確認業務について、発注者が（公財）新潟市開発公社に委託して行う場合においても同様に協力しなければならない。 なお、点検中に際して、工事点検員は、身分を証明する証明書を携帯することとしている。</p>
	<p>9 調査・試験に関する協力に関する事項</p> <p>① 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示があった場合、これに協力しなければならない。</p> <p>② 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所に対し、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>③ 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(2) 調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。</p> <p>(3) 調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。</p>
	<p>10 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置に関する事項</p> <p>事故発生のときの早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。</p>
	<p>11 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項</p> <p>受注者は、工事成績評価の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工前までに所定の様式により提出することができます。</p>

# 異常気象時の対応に関する事項

請負者は、異常気象時の対応について、施工計画書に明記すること。

## 1. 大雨洪水対応

### 【日中作業時】

ラジオ、テレビ、インターネットの気象情報収集に努める。

大雨洪水警報発令時に異常降雨が発生した場合は、作業中であれば作業を中止し、作業中止の電話報告を行う。

作業を中止した後、工事区域を点検し異常の有無・状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。

### 【夜間及び休日】

ラジオ、テレビ、インターネットの気象情報収集に努める。

大雨洪水警報発令時に異常降雨が発生した場合は、必ず現場点検を実施し、異常の有無・状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。

### 【事前措置】

気象情報等により、異常降雨が予測される場合は、現場養生等を行い災害の発生防止に努めること。

## 2. 暴風・台風対応

### 【日中作業時】

ラジオ、テレビ、インターネットの気象情報収集に努める。

暴風警報発令時に異常風速が発生している場合は、作業中であれば作業を中止し、作業中止の電話報告を行う。

作業を中止した後、工事区域を点検し異常の有無・状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。

### 【夜間及び休日】

ラジオ、テレビ、インターネットの気象情報収集に努める。

暴風警報発令時に異常風速が発生している場合は、必ず現場点検を実施し、異常の有無・状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。

### 【事前措置】

気象情報等により、異常風速が予測される場合は、現場養生等を行い災害の発生防止に努めること。

## 3. 地震対応

### 【日中作業時】

震度4以上の地震発生時、作業中の場合は作業を中止する。

揺れがおさまったら現場内外の点検・被害調査の上、点検結果及び被害状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。

### 【夜間及び休日】

震度4以上の地震発生した場合は、現場内外の点検・被害調査の上、点検結果及び被害状況を電話及びメール（所属課のアドレス宛）で報告する。